

- ★上十地域県民局地域農林水産部十和田家畜保健衛生所
- ★上十三地区家畜衛生推進協議会
- ★(一社)青森県畜産協会



海外からの肉製品の持込は禁止です！

本年8月31日、フィリピンのマニラ空港から羽田空港に到着した旅客により持ち込まれた豚肉製品(ソーセージ)から**アフリカ豚熱ウイルスの遺伝子が確認されました。**(89例目)

さらに、このソーセージについてウイルス分離を行ったところ、**感染性のあるアフリカ豚熱ウイルスが確認されました。**

海外から持ち込まれた肉製品から感染性のあるアフリカ豚熱ウイルスが分離されたのは昨年1月以来、3例目となります。

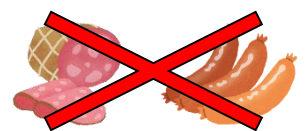
海外から肉製品が持ち込まれることで、アフリカ豚熱や口蹄疫など、世界各地で発生している家畜の伝染病が、肉製品を介して日本へ侵入する可能性があります！

⚠ お土産や個人消費用であっても、検査証明書のない肉製品などの持込はできません(郵便による持込を含む)。

⚠ 技能実習生等、外国人の従業員を受け入れている場合は…

- ①従業員之母国から肉製品が郵送されることがないように注意喚起をお願いします。
- ②従業員が受け取っている国際郵便物等の中に肉製品が含まれている疑いがあった場合は、最寄りの動物検疫所に連絡してください。

動物検疫所 函館空港出張所
電話:022-383-2302 FAX:022-382-5805



上十地域県民局地域農林水産部 十和田家畜保健衛生所
TEL:0176-23-6235 FAX:0176-23-3044
土日祝祭日の場合は、家保携帯 090-6453-7023



動物検疫所からの 重要なお知らせ

家畜伝染病予防法改正により、
2020年7月1日から

違法に畜産物を持ち込んだ場合は、
3年以下の懲役又は最高300万円の罰金
が科せられます。
(法人の場合は、最高5,000万円)

- ◆ 国際郵便・宅配便で送る場合も同じです。
- ◆ 動物検疫所の職員は、荷物の中の肉製品などの畜産物の有無について検査を行います。
- ◆ 違法に持ち込まれた肉製品などの畜産物は、原則廃棄されます。
- ◆ 悪質な輸入事例については、警察に通報しています。
違法な肉製品などの畜産物の持ち込み等により、逮捕された人もいます。

